札幌市告示第 3869 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年10月13日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目
札幌市市民文化局市民生活部消費生活課
電話　011-211-2245　メールアドレス　sapporoshohi@city.sapporo.jp

２　入札に付する事項

(1)　借受物品　札幌市消費者センター電話設備借受

(2)　借受物品の仕様等　仕様書による。

(3)　納入期限　令和９年１月29日(金)

(4)　借受期間　令和９年２月１日から令和１３年９月３０日まで（56か月間）。
※令和９年２月１日から使用できるように、納入、据付、その他必要な作業を行うこと。
ただし、本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(5)　納入場所　仕様書のとおり

(6)　入札方法
借入に要する一切の諸費用を含めた月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

４　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記１に同じ。なお、入札説明書等は下記 URL のホームページで公開する。

https://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyoso/ippan.html

(2)　入札書の受領期限

令和８年10月20日(火)17時15分（送付の場合は必着）

(3)　開札の日時及び場所

令和８年10月21日(水)10時00分

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課消費生活係事務室

（札幌市中央区北１条西２丁目）

(4)　入札書の提出方法

持参又は送付により提出すること。

５　入札手続等

(1)　入札保証金　　免除

(2)　契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の１年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3)　入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4)　契約書作成の要否　　要

(5)　最低制限価格の設定　　無

(6)　落札者の決定方法

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ入札説明書６(３)ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた

場合に、落札候補者を落札者とする。

(7)　詳細は入札説明書による。